

## 企業等への盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、視覚と聴覚に重複して重度の障がいのある者（以下「盲ろう者」という。）に対して、大阪府に登録している盲ろう者通訳・介助者（以下「通訳・介助者」という。）を派遣することにより、企業等が行う障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律に規定する必要かつ合理的配慮の確かな実施を支援するとともに、盲ろう者の自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人大阪障害者自立支援協会（以下「協会」という。）とする。

### (通訳・介助者)

第3条 この事業の通訳・介助者は、大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業（以下「大阪府事業」という。）実施要綱（以下「大阪府要綱」という。）第4条第1項及び第2項にもとづき、大阪府に登録された者とする。

### (通訳・介助者の遵守事項)

第4条 通訳・介助者は、大阪府要綱第10条第1項及び第16条に定める事項を遵守しなければならない。

② また、通訳・介助者は、この事業に係る活動の対価（以下「活動手当」という。）以外の一切のものを受け取ってはならない。

### (派遣とその要件)

第5条 この事業における、通訳・介助者の派遣は、通訳・介助者が盲ろう者と待合せ場所で出会ってから通訳・介助を終えて別れるまでの活動をいい、次の要件を満たすものとする。

1 派遣対象 通訳・介助者の派遣を必要とする企業等。

2 派遣地域 原則、大阪府内とする。ただし、協会が認める場合はこの限りではない。

3 2人派遣 1回当たりの派遣時間が概ね1時間30分を越え、かつ、通訳する情報量が多いと認められる場合は、2人の通訳・介助者を派遣する。

4 派遣できない事案 第1条の目的に含まれないと協会が判断する場合。

### (通訳・介助者の派遣依頼)

第6条 本事業による通訳・介助者の派遣を受けようとする企業等は、あらかじめ所定の申込書（様式1）を提出しなければならない。

② 本事業による通訳・介助者の派遣を受けようとする企業等は、原則として1週間前までに申込書を提出しなければならない。

(通訳・介助者の派遣)

第7条 第6条による派遣依頼を受けた場合は、協会はその内容を審査し、適当と認められる場合は、電話・ファクシミリ・電子メール等により通訳・介助者に対して対応の可否を確認する。派遣依頼に対応できる通訳・介助者には協会から書面等で依頼する。

- ② 通訳・介助者に依頼する場合は申込書(様式1)の写しを添付するとともに、別途書面等に、派遣の日時、場所、通訳内容等を記載する。
- ③ 通訳・介助者は派遣終了後には活動報告書(様式2)を作成し、1週間以内に協会へ報告しなければならない。

(派遣の費用及び通訳・介助者の活動手当)

第8条 本事業による通訳・介助者の派遣を受ける企業等は、前条の派遣に対して、別表1に定めるところにより、あらかじめ指定する銀行口座にその費用を振り込むことにより支払わなければならない。

- ② 協会は、前条の派遣を行った通訳・介助者に対して、別表2に定めるところにより、あらかじめ指定する銀行口座にその活動手当を振り込むことにより支払うものとする。

(協会との協議)

第9条 本事業の利用にあたっては、大阪府事業と重複することは認められないため、企業等は協会と十分に協議しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協会が別途定めるものとする。

(附則)

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。